

指定地域密着型サービス事業者公募要領

【令和元年度整備分】

令和元年6月
阿久根市

1 公募の趣旨

阿久根市（以下「市」という。）では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して暮らせるよう、「阿久根市第7期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）〔平成30年度～令和2年度〕」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を推進しています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者の指定を公正かつ円滑に進めるために行うものであり、令和元年度における施設整備について、指定に先立ち希望事業者を募り、指定事業者候補を選定しようとするものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類等

今回公募する地域密着型サービスの種類等は、次のとおりです。

種 類	施設形態	整備数	対象圏域
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	定員12名	1施設	市内全域

3 応募要件

応募事業者は、次の要件を満たすことが必要となります。

- (1) 法人又は新たに法人を設立予定の者であること。
- (2) 本公募要領及び関係法令を遵守できる者で、認知症対応型通所介護事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 当該法人及び代表者について、国税・県税・市税等の滞納がないこと。
(新たに市内に法人を設立する場合を除く。)
- (5) 法人が運営している事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。（新たに市内に法人を設立する場合を除く。)
- (6) 介護給付費の過誤調整・返還金等がある場合は、誠実に処理していること。
(新たに市内に法人を設立する場合を除く。)

※関係法令等

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令等
- ② 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年阿久根市条例第12号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）その他の地域密着型サービスに関する基準等

4 事業実施の条件等

- (1) 単独型・併設型と共用型による効率的な提供について

認知症対応型通所介護には、単独型・併設型と共用型があります。

単独型は、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、介護老人保健施設、その他の社会福祉施設等）に併設されていない事業所で、併設型は社会福祉施設等の併設事業所で行われます。

共用型は、認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室で、これらの事業所・施設の利用者等とともに行われます。なお、介護サービスの指定や許可を初めて受けた日から3年以上を経過している事業所であることが要件です。

- (2) 敷地について

敷地は、各種開発規制等の制限をクリアし、确实かつ適正に施設整備が可能である必要があります。

なお、開発行為の許可が必要な場合は、当該敷地での整備を確実に可能とする条件を確認してください。

その他、次に定める要件を全て満たしている必要があります。

- ① 整備用地について、事業の継続性（利用者へのサービス提供の継続性）が十分確保されるものでなければならず、賃貸物件を利用して整備する場合は、土地・建物ともに長期（原則として20年以上）の契約が必要となること。
- ② 事業計画等について、建設予定地の地区代表者（自治会長等）及び隣接地権者に対し、十分な説明を行っていること、又は行う予定であること。
- ③ 原則として、応募後の整備予定地の変更はしないこと。
- ④ その他建設に支障がないこと。

5 資金計画・費用助成

(1) 資金計画について

建設時の資金，施設開所後の運転資金等について，あらかじめ長期・短期の資金計画を立案しておく必要があります。

(2) 費用助成等について

本公募により指定事業者候補に決定した場合，施設整備に際して希望があれば，市から予算の範囲内で補助金が交付される（阿久根市地域介護基盤整備事業費補助金）制度があります。

そのため，上記補助金の活用を希望する事業者は，本公募に基づく提出書類のうち，資金計画書（第13号様式）については，市から補助金が交付されるものと仮定して書類を作成してください。

○ 補助単価 11,700千円／1施設（新規創設）

8,740千円／1施設（既存施設の改修）個別協議

(3) 対象経費について

認知症対応型通所介護等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって，知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費，設計監督料等をいい，その額は，工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。

ただし，別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き，工事費又は工事請負費には，これと同等と認められる委託費，分担金及び適当と認められる購入費を含む。

※ 対象経費が補助単価に満たない場合は，対象経費の額となります。

※ 補助対象者は「運営事業者」です。土地所有者等（運営事業者以外）が建築，改修する場合は補助対象外となります。

6 応募手続

応募を希望する事業者は，次により公募申込書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。市では当該提出書類の受付をもって応募事業者とします。図面及びパンフレット類を除き，提出書類は原則A4判で作成してください。提出書類の作成は日本語で，単位はメートル法を使用してください。

(1) 提出書類

事業者は、阿久根市介護長寿課介護保険係において公募要領を受け取り（市のホームページ <http://www.city.akune.kagoshima.jp/> からダウンロード可），「公募申込みに係る提出書類一覧表」（第2号様式）を参照して提出書類を作成し、直接同係へ持参し提出してください。（代理人可。ただし、委任状が必要）

(2) 提出部数

第2号様式記載の各項目にインデックスを付けて、2部提出してください（正本1部、副本1部。副本はコピーで可。）。

また、提出書類の電子データ（データ提出不可能なものは除く。）を併せて提出してください。

(3) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、次のように整えてください。

- ① 目次及びページ番号を付ける。
- ② 項目ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。
- ③ 全体をバインダー等でつづり、表紙と背表紙に「地域密着型サービス事業者公募に係る提出書類（認知症対応型通所介護の施設名を記入）」及び「法人名（予定法人名）」を記載する。

(4) 質問の受付・期間等

受付期間 令和元年6月10日（月）～同年6月25日（火）
午前8時30分から午後5時15分まで

【質問方法】 公募要領等に対する質問書（第15号様式）によりFAXで提出し、併せて電話で受信の確認をしてください。

連絡先 FAX：0996-73-0297

【注意】 受付期間を経過した場合は、質問には一切応じられません。

(5) 提出書類の受付期間及び提出場所

受付期間 令和元年7月2日（火）～同年7月16日（火）
午前8時30分から午後5時15分まで

※ 郵送又はEメールによる応募は受け付けませんので、あらかじめ電話予約をして、御来庁ください。

なお、受付期間を経過した場合、理由のいかんを問わず一切受理しません。

提出場所 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市介護長寿課介護保険係

7 応募手続に係る留意事項

(1) 提出書類の受理及び変更について

提出書類に不備，不足等がある場合は，受理できません。

また，市が一旦受理した書類について，明らかな過誤や軽微な修正の場合を除き，内容の変更は認めません。

(2) 社会福祉法人を新たに設立する場合

応募時に社会福祉法人でないものは，設立準備会として応募してください。

- ① 団体名は「（仮称）社会福祉法人〇〇会設立準備会」，代表者は「設立代表者」としてください。
- ② 設立代表者は，設立準備会の議事録と委任状等で，代表権を明らかにした上で，設立代表者として応募してください。
- ③ 設立準備会で要した費用は寄附扱いとなります。
- ④ 事前に県の認可担当課と相談を行ってください。

(3) 追加資料等の提出について

提出された書類の内容を確認するため，文書で追加資料等の提出を求める場合があります。

なお，追加資料等を期限までに提出されなかった場合は，応募を辞退したものと取り扱いますので御注意ください。

(4) 応募に伴う費用負担

応募（書類作成費等）に要した費用は，全て応募事業者の負担となります。

(5) 著作権の帰属等

提出された書類の著作権は，応募事業者に帰属します。ただし，市が必要と判断した場合には，書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお，提出された書類は，理由のいかんを問わず返却しません。

(6) 関係機関への照会

提出された書類の内容を確認するため，関係機関に照会する場合がありますので，御了承ください。

(7) 応募の辞退

応募後に応募を辞退される場合は，辞退届出書（第16号様式）を提出してください。

(8) その他

応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は，応募を無効（失格）とします。

8 指定事業者候補の選定について

(1) 選定方法

① 指定事業者候補の選定方法

指定事業者候補は、阿久根市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の評価及び意見聴取等の結果を基に、市が選定します。

② ヒアリング等の実施

市が必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行うことがあります。

③ 評価基準

評価基準は、別紙のとおりです。

(2) 選定結果

選定結果は、令和元年8月中旬（予定）に阿久根市のホームページで公表します。併せて応募事業者に、文書で通知します（電話等での問合せには応じません）。

なお、選定の結果、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合は、候補事業者該当なしとする場合があります。

また、選定後において、提出書類に虚偽の記載や本要領に関する重大な違背行為等が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

(3) 再公募

応募がない場合又は指定候補事業者が選定されなかった場合には、再度公募を行うことがあります。

(4) その他

各事業者の評価結果については、公表しません。

ただし、応募事業者に対しては、当該応募事業者の評価結果を選定結果と併せて通知します。

9 今後のスケジュール

期 間	内 容
令和元年6月10日（月）	市ホームページ掲載 公募要領配布開始
令和元年6月10日（月）～	質問の受付

令和元年6月25日(火)	
令和元年7月2日(火)～ 令和元年7月16日(火)	応募受付期間(締切後は一切受け付けません。)
令和元年8月上旬を予定	書類審査, ヒアリング(必要に応じて実施) 運営委員会開催・現地視察等
令和元年8月中旬を予定	事業承認協議・選定結果通知・公表・ 補助金内示
令和元年9月中(補助金交付決定 後速やかに)	施設整備着工
令和2年3月末	しゅん工 指定・開設準備(4月1日の開設が望ましい。)

10 入札手続

施設整備に関する市の補助制度を受ける場合は、その建設工事等の業者選定等に関しては、市の入札手続に準じて行うものとします。

11 その他

(1) 指定事業者候補として選定された場合であっても、介護保険法第78条の2に基づく指定を確定したものではありません。

また、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年阿久根市条例第13号)並びに阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年阿久根市条例第12号)に定める指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。

(2) 応募事業者の事業計画内容に関し、第三者からの問合せについては、一切応じません。

(3) 本公募に関して用地(建物)権利者又は地域住民等との間において係争を生じたときは、応募事業者の責任において解決することとし、市はその一切の責任を負いません。

1 2 問合わせ先

阿久根市介護長寿課介護保険係

電 話 : 0 9 9 6 - 7 3 - 1 2 1 1 (内線 1 4 5 5)

0 9 9 6 - 7 3 - 1 2 2 9 (直通)

F A X : 0 9 9 6 - 7 3 - 0 2 9 7